

はじめに

大正15年（1926年）から昭和19年（1944年）まで実施された静岡県史編纂事業（以下「戦前の県史編さん」という。）については、織田元泰氏が『予算及委員会関係綴』を基に詳しく考察されている（注1）。しかし、第3巻まで刊行したものの戦争により事業は中断され、以降どのような資料を掲載する予定であったか具体的には不明である。2014年偶然、県立中央図書館内の未整理資料箱中から戦前の県史編さんに係る資料が発見されたため、その概要を平成27年度『葵』第49号に「資料紹介 戦前の静岡県史資料等（その1）」（以下「資料紹介1」という）として紹介した（注2）。今回はその中で、戦争で未完となった第4巻以降に掲載予定であった県内小字調査に関わる資料について述べてみたい。

1 昭和8年度の小字名調査に係る依頼書及び回答集計簿について

今回発見された県史に係る資料は、上記「資料紹介1」に表3として35点の目録を掲載した（注3）。以下では、この表3に掲載された資料を紹介するが、便宜的に「資料番号〇」という名称で示す。当該の県内小字調査に関わる資料は29点である。今回は紙面の都合上、小字調査資料のなかでも所謂「行政文書」を紹介し、その成果である「小字一覧表」については次回以降の『葵』で記述する。

(1) 昭和8年度の依頼書（資料番号7）

字名調査に係る資料には、昭和8年度のものと同昭和11年度のものがある。昭和8年度の依頼書は同年11月30日付、教第二三七〇号で学務部長名から市町村長に出された「土地小字名調査二関スル件依頼」がある（資料番号7）。趣旨は「全国から集められた小字名が関東大震災により焼失し、復元することが難しい。小字名は地方史、地誌の研究の重要な資料であるため、県史編さん史料として小字名台帳作成を依頼する。」というものである。さらに依頼書には県指定用紙に漏らさず記載し、特殊な読み方をする小字にはフリ仮名をつけるよう要望している。締め切りは同年12月20日まで、回答先は「静岡市追手町県立葵文庫内県史編纂係」となっている。

下記(2)で述べる回答集計簿には「(依頼書) 発信月日」が11月21日ものと11月30日のものがある。安倍郡及び志太郡へ11月21日に送付し、その他の市町村へは11月30日に発送したのであろう。ただ、今回発見の送付書に11月21日付のものはない。

瀬戸谷	稲葉	華梨	朝比奈	廣幡	焼津	青島	島田	岡部	藤枝	志太郡
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	発信月日 昭和八年十月廿一日
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	回答集計日 十一月二日
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	皆根水発信日 十一月二日
静岡市	県史編纂係									

写真1（資料番号9）昭和8年11月21日付回答集

(2) 昭和8年度の小字調査に係る回答集計簿（資料番号8、9）

上記依頼に対する回答集計簿が「小字名調査二関スル控」（資料番号8、9）である。写真1（資料番号9）は安倍郡及び志太郡の回答集計簿である。昭和8年11月21日の日付と「小字名調査二関スル控」の題名が手書きされている。縦書きの静岡県公用紙を横線で5段に区切り、最上段に安倍郡15町村名及び志太郡28町村名を記載し、次の段に（依頼書）発信月日、回報到着月日、督促状発信月日、備考の順に全て手書きで記載されている。11月21日付の依頼書に対し安倍郡梅ヶ島村と清沢村以外の町村は12月20日までに回答しており、「回報到着月日」欄に到着日と赤色で二重丸印が打たれている。最も遅い清沢村も昭和9年5月18日には回答しているため、この時点で志太郡、安倍郡の回答は全て揃ったことになる。

写真2（資料番号8）は県内全ての市町村の回答集計簿で、県公用紙に「小字名調査二関スル控え」の手書き題字がある。横線により上下5段に区切られ、静岡市、浜松市、沼津市、清水市に続き県内各郡の町村名が最上段に印刷されている。下段には（依書）発信月日、回報到着月日、督促発信月日、備考の欄が手書き記載されている。安倍郡、志太郡の町村に対し昭和8年11月21日に依頼書発信した後、県下全ての市町村に11月30日付で依頼書を発信している。安倍郡及び志太郡については「発信月日」欄に記載があるのみで、「回報到着月日」以下の欄には記載がない。おそらく上述した「昭和8年11月21日 小字名調査二関スル控」（写真1）を作成していたため、あえて記載しなかったのであろう。

回答状況（写真2）を見ると、そのほとんどが12月20日までに到着し、遅れた町村に対しては昭和9年1月11日付で督促状が発信されている。督促を受けた町村の多くは、遅くとも昭和9年5月18日までに回答したようであるが、賀茂郡城東村、田方郡北狩野村、對島村、周智郡熊切村、磐田郡十束村、岩田村の「到着月日」欄は空欄で○印も打たれていない。最後まで回答がなかったのであろう。

町村以外では、沼津市の「回報到着月日」、「督促発信月日」欄も空欄になっており、○印も打たれていない。沼津市もおそらく回答がなかったものと思われる。また、昭和9年3月16日に回答した小笠郡倉真村のように「備考」欄に「当管内には小字ナシ」と記している村もある。この昭和8年度依頼に対する各市町村の回答原紙も今回見つかっていない。

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	計	清水市
三濱村	三坂村	南上村	南中村	南船村	竹島村	朝日村	下田町	濱崎村	白濱村	稻生澤村	稻梓村	上河津村	下河津村	稻取町	城東村	賀茂郡	清水市
																発信月日	計
																昭和八年十一月三十日	三一九
																回報到着月日	十二月十五日
																督促発信月日	
																備考	

写真2（資料番号8）昭和8年度回答集計簿

2 昭和 11 年度の大字名小字呼名調査に係る依頼書及び回答集計簿について（資料番号 10～14）

(1) 昭和 11 年度の依頼書（資料番号 10、11）

昭和 11 年度の依頼書は昭和 12 年 2 月 23 日付で学務部教育課県史編纂係から市町村長に出された「大字名小字名呼名調査二関スル件依頼」である（資料番号 10）。趣旨は「昭和 8 年度の小字名調査で回答のあった小字の呼称が難解であることから、全ての字名にフリ仮名をつけてほしい。」というものである。文章中に「御送付附申上候用紙ノ各字名ノ漢字」とあることから見て、昭和 8 年度の依頼に対し回答があった小字名を県公用紙に漢字（タイプ打）で記載し、これを各市町に送付したと思われる。

依頼書に記載されていないが、今回発見の資料中に「書名五十音^ア排列基準」の標題が付けられた 1 枚の紙がある（資料番号 11）。紙の上段にタイプで「アイウエオ～ラリルレロワ」とカタカナが打たれ、「三ツ穴 遠江」などの用例が記されている。下段には「一、発音^ア假名遣による」、「二、濁音及半濁音は静音と見做す」などフリ仮名記載についての注意点が列記されている。これも所定用紙とともに発送されたのであろう。

(2) 昭和 11 年度の大字小字名呼名調査に関わる回答集計簿（資料番号 12～14）

上記依頼に対する回答集計簿が写真 3～5（資料番号 12～14）である。

写真 3（資料番号 12）は、縦書きの静岡県公用紙を横線で 4 段に区切り、最上段に「充名」欄を設け郡名と町村名を記載し、次の段に「(依頼書) 発送月日」、「返着月日」、「備考」欄が順に記載されている。全て手書きで、昭和 12 年 2 月 23 日から 3 月 31 日までに依頼書を発送した町村をほぼ発送月日順に記載している。

この間に発送した町村は、浜名郡 38 町村（浜松市に合併された曳馬村も含む）、引佐郡 10 町村（引佐郡を磐田郡と誤記しているもの 1 村、志太郡と誤記しているもの 1 村含む）、磐田郡 35 町村、周智郡 10 町村、小笠郡 37 町村（名称不明村 1 含む）、榛原郡 11 町村、志太郡 26 町村、安倍郡 1 村である。町村の記載順はまちまちで、有度村を除く安倍郡以東の郡へは、昭和 12 年 4 月以降に依頼書を送付したため当資料に記載がなく、また市へ送付した記載もない。

郡名	町村名	発送月日	返着月日	備考
浜名	新所	二月廿五日	三月廿五日	
浜名	舞坂	二月廿五日	三月七日	
浜名	一宮	三月	三月	
浜名	三倉	三月十三日	三月十三日	
浜名	天方	三月四日	三月四日	
浜名	園田	三月六日	三月六日	
浜名	飯田村	三月三日	三月三日	
浜名	犬居	三月三日	三月三日	
周智	森町	二月二十五日	三月四日	

写真 3（資料番号 12）昭和 11 年度手書き回答集計簿

○印省略。フリガナ原簿欄に○印あり)になっており、十束村は原簿を提出したものの「フリガナ原簿」欄は「未着」となっている。十束村の最下段に「十三年十月二十七日原簿用紙封入依頼 三月二十七日到着」とあることから、両村ともにこれに回答したのであろう。

上記の他に「フリガナ原簿」欄の記載を見ると、「未着」となっているものが浜名郡 2 村（積志村、飯田村）、周智郡 1 村（水窪村）、小笠村 1 村（朝比奈村）、榛原郡 8 村 1 町（地頭方村、管山村、川崎町、勝間田村、吉田村、五和村、下川根村、中川根村、上川根村）、志太郡 1 村（東川根村）、安倍郡 1 村（中藁科村）、田方郡 1 村（西浦村）、賀茂郡 4 村（稲梓村、三坂村、美浜村、中川村）の計 20 箇所（十束村除く）ある。昭和 8 年度の原簿未提出町村を含めフリガナ原簿未提出の町村に対して、昭和 13 年 9 月 14 日に督促状が出され、遅くとも昭和 14 年 7 月 14 日までに全ての町村から回答が届いている。これまで作成された回答集計簿の督促状と異なり、「督促状発信」欄の直上段に割印状のものが押されている。回答を受けたこと又は督促状を発送したことを確認する最終の印であろう。原印は大型楕円形を呈していると思われ、印の上半分が原簿に押されている。原印の文字は不明であるが、「契」文字の上半分のようにも見える。

注目すべきは当該資料の最後に「沼津市」、「清水市」へも督促状を送付しており、沼津市には 9 月 14 日に原簿提出（おそらくフリガナ原簿も含む）の依頼状を送付している。沼津市からは昭和 13 年 9 月 22 日に回答があり、清水市からは昭和 14 年 2 月 23 日に回答が寄せられている。つまり、昭和 14 年 7 月 14 日に県内すべての市町村からフリガナ付き原簿が提出されたことになる。昭和 8 年 11 月 21 日に小字調査を開始後 5 年以上の歳月をかけフリガナの付いた小字名簿が完成したわけである。

3 小字調査に係る依頼書及び回答集計簿のまとめ

上述したとおり昭和 8 年度及び昭和 11 年度に実施した県内小字調査について、成果物である小字一覧表除く、所謂「行政資料」に関わるものを 8 点紹介した。昭和 8 年度調査に関わるもの 3 点、昭和 11 年度調査に関わるもの 5 点である。内訳は昭和 8 年 11 月 30 日付けで各市町村に送付した小字調査依頼状 1 点、当該依頼に対する（依頼書）送付状況・回答状況を集計したもの 2 点（写真 1、2）、昭和 12 年 2 月 23 日付けで各市町村に送付したフリガナ付きの小字名簿作成依頼状 1 点、表記方法記載例 1 点、当該依頼に対する（依頼書）送付状況・回答状況を集計したもの 3 点（写真 3～5）である。各年度の依頼結果は、昭和 8 年度の調査で小字原簿（小字一覧表）を提出しなかった市町村が 7 か所（沼津市、磐田郡 2 村、周智郡 1 村、田方郡 2 村、賀茂郡 1 村）である。昭和 11 年度にはこの小字台帳（小字一覧表）に記されている小字にフリガナを依頼がなされ、最終的には昭和 14 年 7 月 14 日までに全ての市町村からフリガナの付いた小字台帳（小字一覧表）が提出されている。

このフリガナの付いた小字原簿（小字一覧表）の一部は、現在、静岡県立中央図書館で保管・公開されているが、所在不明になったものもある。このことについては次回『葵』で述べたい。

注 1 「静岡県史編纂事業覚書」『葵』17 号 昭和 58 年 2 月 静岡県立中央図書館

注 2 「資料紹介 戦前の静岡県史資料等（その 1）」『葵』49 号 平成 27 年度 静岡県立中央図書館

注 3 上記の注 2 の文献中に「表 3 戦前の県史資料目録」として掲載した。今回の文中に（資料番号 ○）として記されている番号は、当該表 3 に記されている資料番号と同じものである。